

令和5年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金  
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	68,430 千円
(うち社会保障財源分)	39,516 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	858,523 千円
(うち一般財源)	594,049 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保障財源分化の地方消費税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	139,978	20,862	3,300	1	115,815	7,704
	老人福祉費	144,918	9,381		152	135,385	9,006
	特別医療対策費	19,086	8,336		2,021	8,729	581
	障がい者福祉費	120,419	85,013			35,406	2,355
	社会福祉施設費	20,097	6,516		34	13,547	901
	国民年金事務費	169				169	11
	地域福祉センター運営費	8,728				8,728	581
	包括支援センター運営費	3,721	146		2,749	826	55
	後期高齢者医療事務費	78,122	13,672			64,450	4,287
児童福祉費	児童福祉総務費	85,515	12,831	600	1,101	70,983	4,722
	児童措置費	18,933	15,907			3,026	201
	ひとり親家庭福祉費	13,575	7,335		700	5,540	369
	児童福祉施設費	52,889	968	19,700	1,235	30,986	2,061
生活保護費	生活保護総務費	12,340	6,208			6,132	408
	生活保護扶助費	35,816	26,743		187	8,886	591
保健衛生費	保健衛生総務費	51,245	184		6,541	44,520	2,961
	予防費	23,992	7,308			16,684	1,110
	母子衛生費	4,854	1,799		3	3,052	203
	健康増進事業費	22,672	2,442		499	19,731	1,312
	保健衛生施設費	1,454				1,454	97
合計		858,523	225,651	23,600	15,223	594,049	39,516